

明大費用ノ事

大會費別七十八日 (以下別物當台等)

并威運高当日別七十八日 (山旗、社護費等)

計別百五十九日也。

去か調遣ノ方格ニ付テハ、甲論ニ就、或ハ會員ヲ  
徵集スベシト古ト、或ハ會費外ヨリ寄附ヲ求ルハ  
ト、櫻園ニ更ニ、幹部ニ付テ各部ニ轉スベシト叫  
テ止ル需ヲ知ラズ、座長芳川尤路ニ至リテ最後  
斷案ヲ下ス、曰ク、

「果ニ此ノル旨川ニ一論罷層ニ一砂粒ヲ取テ去事ニ  
付テ、去リ不能合ナリト説ク者アリ」

吉野作造也評シテ曰ク、「有知家ニ、当然ノ権利